

## 神奈川県肥料高騰対策費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和し、経営の安定化を図るとともに、化学肥料の使用量の低減を進めるために、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料価格の上昇に伴う経費負担の増加に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）で定める普通肥料及び特殊肥料をいう。
- (2) 「取組実施者」とは、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者（以下「参加農業者」という。）が5人以上で組織する、定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程と代表者が定められた団体であり、農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等をいう。
- (3) 「参加農業者」とは、取組実施者を組織する農業者をいう。
- (4) 「事業期間の肥料費」とは、令和5年6月から令和5年10月までの間に適用された価格で参加農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであって、当該参加農業者が自ら使用する肥料（以下「令和5年度の秋肥」という。）の代金をいう。ただし、令和4年6月から令和4年10月までの間に適用された価格で購入した肥料（以下「令和4年度の秋肥」という。）を対象に、令和4年度神奈川県肥料高騰対策費補助金の交付を受けた参加農業者については、原則として、当該補助金の申請に用いた肥料の代金に、令和4年度の秋肥から令和5年度の秋肥の価格変化率と、令和4年度の秋肥を利用した作付面積に対する令和5年度の秋肥を利用した作付面積の割合を乗じた金額をいう。
- (5) 「令和4年度の秋肥から令和5年度の秋肥の価格変化率」は、0.792とする。
- (6) 「高騰率」は、1.23とする。
- (7) 「基準期間の肥料費」とは、事業期間の肥料費を高騰率及び10分の9で除した代金をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業者は、神奈川県燃油・肥料高騰対策協議会（以下「事

業実施主体」という。)とする。

- 2 補助の対象となる経費は、事業実施主体への事務補助のための支援金及び事業実施主体が取組実施者に交付する支援金とする。

(補助額の算出方法等)

第4条 前条第2項に規定する事業実施主体が取組実施者に交付する支援金の算出方法は、事業期間の肥料費から基準期間の肥料費を差し引いた額に100分の50を乗じた額とする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請書(第1号様式)の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### （補助金の交付）

- 第7条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るうえで必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。
- 2 前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする事業実施主体は、交付申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

#### （交付条件）

- 第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### （変更の承認）

- 第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

#### （申請の取り下げのできる期間）

- 第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

#### （状況調査等）

- 第11条 規則第10条に基づき、事業実施主体は、知事が別に定めるところにより、評価報告書を作成し、知事に報告するものとする。また、知事は、補助金の交付に関し必要があると認めたときは、事業実施主体に対しその他の報告を求め、又は、県職員をして調査を行わせることができる。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月1日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) その他知事が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、事業実施主体は、当該補助金の交付後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 事業実施主体が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者(権利義務を継承する者がいない場合は知事)に該当証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第15条 事業実施主体は、所在地又は代表者氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。